

えどがわ推し P R 隊事業支援業務委託  
仕様書（案）

1 事業目的

江戸川区（以下「区」という。）は、区民の区に対する愛着や誇り、区の魅力資源にかかる認知やイメージ向上を目的として、区内外への多様な魅力発信を展開してきた。

本事業は、区民及び区に関わる人が主体となって区の魅力を発信することにより、いっそうの区への愛着と誇りの醸成を図ることを目的とする。また、区内外への波及効果を伴うことにより、区内外での区の認知とイメージ向上を図る。

2 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 「えどがわ推し P R 隊」概要

(1) 参加対象

区民、区内に通勤もしくは通学する者

(2) 参加方法

- ・登録制
- ・区が年 2 回、各期 20 名程度の登録メンバー募集を行う。

(3) 発信内容

登録したメンバー（以下「メンバー」という。）が Instagram の個人アカウントを中心として、様々な媒体と機会を活用して区の魅力を発信する。

(4) スケジュール（予定）

- ・令和 6 年 5 月 第 1 期メンバー募集
- ・令和 6 年 6 月 メンバー養成企画の実施
- ・令和 6 年 7 月 メンバー発信の開始
- ・令和 6 年秋以降 第 2 期募集・養成企画の実施

(5) その他

- ・区は、江戸川区シティプロモーション Instagram 「えどがわ推し PR 隊」アカウントを運用し、メンバーによる投稿のリポスト等を行う。
- ・令和 6 年度に「えどがわ推し PR 隊」の登録及び活動に関する要綱を別途定める。

4 業務内容

「えどがわ推し P R 隊」メンバーを主に Instagram を通じた主体的な魅力の発信者として養成するため、メンバーの発信スキル向上及び動機付けにつながる企画を実施する。また、継続する発展的な事業となるようメンバー組織や事業全体運営等にかかる助言と提案を行う。

- (1) メンバー養成企画（以下「養成企画」という。）の企画立案と実施
  - ① メンバーが投稿テーマの設定、撮影、記事作成等のスキルを身につける講座を各期2回～3回程度実施すること。
  - ② 養成企画には、メンバーの意見交換や交流を深めるワークショップも含めること。
  - ③ 養成企画の立案にあたっては、メンバーの投稿意欲や参加意欲が高まる内容や講師・ファシリテーションを提案し、区と協議のうえ実施すること。
  - ④ 区は養成企画の会場を確保するほか、メンバーへの連絡を行う。
- (2) メンバーの発信の支援

メンバーが投稿など発信を行うにあたって必要な助言を行う。助言の提供方法や範囲・頻度は区へ提案を行い、協議のうえ定める。
- (3) メンバーの組織及び事業運営の支援
  - ① メンバーの組織運営の支援

上記(1)の養成企画のほか、投稿・活動のための活用物品制作、取材企画、ゲスト企画、タイアップ記事企画など、メンバーの投稿意欲と組織化を促す効果的な企画の提案を本業務の委託金額の範囲で可とし、区と協議のうえ、実施するものとする。
  - ② 事業運営の支援
    - ・第2期の参加者の参加者募集に関する広報物に関する助言を行う。
    - ・受託者の媒体による事業PRも本業務の委託金額の範囲内で提案を可とする。
    - ・本事業のInstagramにかかる効果分析及びリスク管理に関して、専門的見地から情報提供及び助言を行う。
- (4) そのほか

上記企画の実施にあたっては、メンバーのボランティア保険等への加入を原則とし、手配にかかる費用等を本業務の委託経費に含めること。

## 5 運営管理

- (1) 業務の実施にあたっては、区との連絡調整や打合せを十分に行うこと。
- (2) 打合せは、区と月1回以上行うこととし、一部オンラインを可とする。
- (3) 打合せを実施した際は速やかに記録をとりまとめ、区へ提出すること。
- (4) 業務を円滑に遂行するため、全体の進捗管理や成果物の監修業務を行う統括責任者、本業務にかかる企画運営、連絡調整及び資料の作成等を行う担当者を置き複数人による体制と適切な人員配置を行うこと。

## 6 成果物

受託者は、以下を事業の成果物として実績報告書に整え、紙面3部及びDVDディスク等により納品すること。

- (1) 講座等の養成企画及び発信の支援に関する資料（記事・写真・動画を含む）一式
- (2) 企画提案による事業の実施に関する資料
- (3) 区との打ち合わせに関する議事録などの資料
- (4) 上記のほか、本業務委託支援の実施にあたり作成した資料

## 7 再委託等の制限

受託者は、業務の全部または主要な部分を一括して再委託もしくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、区の承諾を得たときは、この限りではない。

## 8 成果品の権利及び利用

- (1) 本業務において制作された成果物に係る著作権、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、全て区に帰属するものとし、区は、区の広報物への使用等、二次利用できるものとする。ただし、成果物に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該第三者に承諾を得るものとする。
- (2) 本業務により得られる成果物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

## 9 損害賠償

受託者が業務の実施に伴い、受託者の責に帰すべき理由により、第三者に損害を及ぼした場合は受託者がその損害を賠償しなければならない。

## 10 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## 11 個人情報の保護

受託者は、業務の実施に際して、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を適正に管理するとともに、個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。

## 12 その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合には、区と協議のうえ、定める。